

○岡山県警察教養規程

(平成 15 年 2 月 18 日警察訓令第 7 号)

改正 平成 16 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号 平成 17 年 3 月 30 日警察訓令第 17 号
平成 18 年 7 月 20 日警察訓令第 19 号 平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号
平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号 平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号
平成 24 年 1 月 17 日警察訓令第 1 号 平成 25 年 1 月 29 日警察訓令第 1 号
平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号 令和 4 年 3 月 11 日警察訓令第 10 号
令和 4 年 3 月 16 日警察訓令第 13 号 令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号
令和 5 年 12 月 4 日警察訓令第 60 号

岡山県警察教養規程を次のように定める。

岡山県警察教養規程

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 7 条)

第 2 章 学校教養

第 1 節 通則(第 8 条―第 11 条)

第 2 節 採用時教養(第 12 条―第 14 条)

第 3 節 専科教養等(第 15 条)

第 4 節 一般職員初任教養(第 16 条)

第 5 節 委託教養(第 17 条)

第 3 章 職場教養

第 1 節 通則(第 18 条)

第 2 節 職場教養の方法(第 19 条―第 29 条)

第 4 章 体育及び術科訓練(第 30 条―第 36 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警察教養規則(平成 12 年国家公安委員会規則第 3 号)、警察教養細則(平成 13 年警察庁訓令第 4 号)及び岡山県警察教養規則(平成 15 年岡山県公安委員会規則第 2 号)の規定によるもののほか、岡山県警察職員(以下「職員」という。)に対する警察教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(警察教養の区分)

第 2 条 警察教養は、学校教養及び職場教養とする。

2 学校教養は、職員が採用されたとき、昇任するときその他一定期間職場を離れて集中的に教養を行うことが必要と認められるときに、警察学校その他の教育訓練施設において行うものとする。

3 職場教養は、職員が職務を遂行しながら、部下の職員に対し修得すべき内容について、日常的に行うものとする。

(警察教養の総括等)

第3条 警務部長は、職員に対する警察教養全般に関して総括するものとする。

2 警務部教養課長(以下「教養課長」という。)は、警務部長を補佐するとともに、関係所属長と常に緊密な連携を保ち、警察教養の総合的な企画、指導及び調整を行うものとする。

3 警察学校長(以下「校長」という。)は、警察学校における学校教養の総合的な企画、指導及び調整を行うものとする。

(所属長の教養義務)

第4条 所属長は、所属職員に対し常に適切かつ効果的な職場教養を行うとともに、必要な学校教養の課程を修めさせなければならない。

2 警察本部(以下「本部」という。)の所属長は、担当業務の的確な遂行を図るため、職員に対し必要な警察教養を行うものとする。

(教養担当者)

第5条 警察教養の効果的推進を図るため、所属に教養担当者を置き、次長(副隊長、副校長及び副署長を含む。)をもってこれに充てる。

2 教養担当者は、所属長を補佐し、次に掲げる事項に配慮して適切な教養を行うものとする。

(1) 採用時教養のうち職場実習及び実戦実習の推進状況

(2) 職場教養の推進状況

(3) 所属職員の研修履修状況及び研修希望

(4) 警察教養推進上の問題点

(教養履歴の管理等)

第6条 教養課長は、教養事務の能率向上を期するため、職員の教養履歴の管理を行うものとする。

2 所属長は、職員に委託教養、講習等教養履歴に記録する必要がある教養を受講させた場合は、教養課長に報告しなければならない。

3 教養課長は、前項の規定により報告された教養の受講の結果を、職員情報の管理に関するシステムに登録しなければならない。

4 本部の所属長は、所管する検定を実施したときは、当該検定の実施結果を職員情報の管理に関するシステムに登録しなければならない。

(職員の心構え)

第7条 職員は、警察教養を通じて、職務に係る倫理(以下「職務倫理」という。)を保持し、適正に職務を遂行する能力を養うとともに、常に職員として必要な品性及び良識を身に付けるよう自己啓発に努めなければならない。

第2章 学校教養

第1節 通則

(学校教養の推進)

第8条 学校教養の推進については、教養水準の向上を図り、常に教養が職員の倫理観の醸成に資するとともに、実務に直結するよう教養内容及び教養手法の充実と改善に努めなければならない。

2 学校教養においては、視聴覚教材その他の教材を活用するとともに、実際の事例及び想定事例を活用した討論又は演習を積極的に活用し、教養効果が上がるよう努めなければならない。

3 学校教養は、集合教養の利点を生かし、かつ、職場教養と有機的な連携に配慮し、計画的に行わなければならない。

(学校教養の種別)

第9条 学校教養の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 採用時教養
- (2) 専科教養
- (3) 部門別任用科教養
- (4) 昇任時教養
- (5) 一般職員初任教養
- (6) その他の教養

(学校教養実施計画)

第10条 教養課長は、本部の所属長が実施を要望する前条第2号及び第3号に掲げる教養について、関係する本部の所属長及び校長と協議し、翌年度の学校教養実施計画を策定して警察本部長の承認を得なければならない。

(入校者の選考等)

第11条 教養課長は、第9条第2号から第4号までに掲げる教養(以下「専科教養等」という。)及び同条第6号に掲げる教養の入校者を選考するものとし、必要に応じて、教養を実施する所属長又は入校者を推薦する所属長に意見を求めるものとする。

2 前項に規定する所属長は、教養の内容に応じ、実務経験、適性、教養履歴、健康状態等を踏まえて適正な人選を行わなければならない。

第2節 採用時教養

(採用時教養の課程等)

第12条 採用時教養の課程は、初任科、職場実習、初任補修科及び実戦実習とする。

2 採用時教養の対象者及び修業期間は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、財務捜査官、国際捜査官、サイバー犯罪捜査官その他の捜査官として採用された警察官については、職場実習、初任補修科及び実戦実習の課程を省略することができる。

3 採用時教養が修了するまでは、部門別任用科等への入校又は地域部門以外の部門への配置はできないものとする。

(実務研修)

第13条 校長は、採用時教養の効果を高めるため、初任科の入校生を本部及び警察署に派遣して実務研修を行わせるものとする。

2 校長は、派遣先の所属長と緊密な連携を保ち、効果的な実務研修を行うように努めなければならない。

(職場実習及び実戦実習)

第14条 所属長は、職場実習生及び実戦実習生に対し、効果的な職場実習及び実戦実習を行わなければならない。

2 職場実習及び実戦実習の実施については、別に定めるところによる。

第3節 専科教養等

(専科教養等の課程及び修業期間)

第15条 専科教養等の対象者、目的及び修業期間は別表第2に定めるとおりとする。

第4節 一般職員初任教養

(一般職員初任教養の課程及び修業期間)

第16条 一般職員初任教養の対象者、目的及び修業期間は、別表第3に定めるとおりとする。

第5節 委託教養

(委託教養)

第17条 本部の所属長は、必要がある場合は、警察学校で修得させることが困難な学術、技能等について、外部の教養機関に教養を委託することができる。

2 本部の所属長は、委託教養を行う場合は、教養課長及び関係所属長と事前に合議するとともに、警務部長の承認を得なければならない。

第3章 職場教養

第1節 通則

(職場教養実施上の留意事項)

第18条 所属長及び職務上職員を管理又は指導する地位にある者(以下「管理・指導者」という。)は、部下の指導育成が重要な責務であることを十分に理解し、その管理又は指導を通じて、常に職場教養を行わなければならない。

2 職員は、所属長及び管理・指導者の助言を真しに受け止め、職務倫理を保持し、自己の職務遂行能力を向上させるよう努めなければならない。

- 3 職場教養は、総合的な見地から、職場の状況に応じた重要度、学校教養との有機的な連携等に配慮し、計画的に行われなければならない。

第2節 職場教養の方法

(個人指導)

第19条 所属長は、職場において、所属職員に対する個人指導を自ら行い、又は管理・指導者にこれを行わせるよう努めなければならない。

- 2 個人指導においては、所属職員の能力、特性等に応じ、職場教養の効果が上がるように配慮して、仕事を割り当て、及び目標を設定し、並びに当該職員の職務遂行の状況に応じて具体的な指導を行うよう努めなければならない。

(管理・指導者教養)

第20条 所属長は、所属職員に対する指導能力の向上を図るため、所属の管理・指導者に対し適宜に教養を行わなければならない。

- 2 本部の所属長は、業務を推進するに当たっては、その所管事項について必要に応じて部下以外の管理・指導者に対する教養を行うことができる。

(実務修習)

第21条 本部の所属長は、職員の実務能力の向上を図るため、本部又は警察署において一定期間の実務修習を行わせることができる。

(巡回教養)

第22条 本部の所属長は、その所管事項に関する指針の徹底、諸施策の浸透並びに必要な知識及び技能の向上を図るため、他の所属に対して積極的に巡回教養を行うものとする。

(招集教養)

第23条 警察署長は、毎月の定期招集日に署員に対し訓育、実務教養、術科訓練等を行わなければならない。

- 2 警察署長は、定期招集日のほか、教養を行うため必要がある場合は、臨時に署員を招集することができる。

(小集団教養等)

第24条 所属長は、所属職員に対し、職務倫理の保持及び実務能力の向上を図るため、教養資料(執務資料、統計資料その他執務上参考になるものを含む。)を有効に活用し、係又はグループの小集団を単位として計画的かつ効果的な教養を行うとともに、特に若手職員(年齢30歳未満又は採用後5年を経過しない職員のうち、巡査部長以上の階級(同相当職を含む。))にある者を除いたものをいう。)に対しては、豊かな人間性の練成及び実務能力の向上を図る教養に配慮するものとする。

(教養資料の作成)

第 25 条 本部の所属長は、教養の効果的な推進を図るため、職務上参考となる教養資料又は視聴覚教材を積極的に作成し、効果的かつ効率的な教養の推進に努めなければならない。

2 所属長は、各所属において作成した教養資料又は視聴覚教材を適宜更新し、及び適正に保管しなければならない。

(教養図書等)

第 26 条 教養課長は、職員に対する職場教養の推進に効果的と認められる図書等の購入に努めるとともに、これを所属に貸し出し、又は配布するものとする。

(教養効果の測定、把握及び再教養)

第 27 条 教養課長は、職員の自己啓発を促すとともに、教養推進上の資料とするため、必要に応じて、職員の全部又は一部を対象に教養効果を測定するものとする。

2 所属長は、所属職員の自己啓発を促進するため、必要に応じて考査、質問、実習等の方法により教養効果を把握し、理解及び修得の程度が不十分と認められる職員に対しては、必要な再教養を実施するものとする。

(委託教養)

第 28 条 第 17 条の規定は、所属長が職場で修得させることが困難な学術、技能等について、外部の教養機関に教養を委託する場合について準用する。

(講習)

第 29 条 本部の所属長は、その所管事項について必要がある場合は、職員に対し実務講習、管理・指導者講習その他の講習を行うことができる。

第 4 章 体育及び術科訓練

(体育及び術科訓練の推進)

第 30 条 所属長は、職員の気力及び体力を錬成し、職務の遂行に必要な体力及び術科技能の向上を図るため、体育及び術科訓練の計画的かつ積極的な推進に努めるものとする。

2 所属長は、職務の遂行に当たる職員に対しては、実戦的な術科訓練を重点的に推進しなければならない。

(特別強化訓練)

第 31 条 教養課長は、術科指導者を養成するため、警察本部長の承認を得て職員の中から適格者を基幹要員に選任し、特別強化訓練を行うことができる。

(体育及び術科訓練の方法)

第 32 条 所属長は、総合対処法、柔道及び剣道(以下「柔剣道」という。)の基本技、逮捕術の重点技、拳銃操法、警察体操、ランニング等のうちから種目を選び、朝礼等にあわせて短時間の基礎訓練を実施しなければならない。

2 所属長は、体育及び術科訓練を計画的かつ積極的に実施するものとする。

(体育及び術科訓練の実施記録)

第 33 条 所属長は、体育及び術科訓練(基礎訓練を除く。)を実施したときは、その都度、訓練状況を記録しておかなければならない。

(術科検定等)

第 34 条 術科技能の向上とその普及徹底を図るため、柔剣道、逮捕術、拳銃操法、救急法及び体育について検定又は審査を行うものとする。

(大会の開催)

第 35 条 術科技能の振興及び気力・体力の錬成を図るため、柔剣道、逮捕術、拳銃射撃及び駅伝競走について、大会又は試合を行うことができる。

2 所属長は、外部の団体が主催する大会又は試合に職員を参加させることができる。

(安全管理)

第 36 条 所属長は、体育及び術科訓練に伴う受傷事故等を防止するため、安全管理を徹底しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(岡山県警察教養規程の廃止)

2 岡山県警察教養規程(平成 6 年岡山県警察訓令第 4 号)は、廃止する。

(岡山県警察署処務規程の一部改正)

3 岡山県警察署処務規程(昭和 39 年岡山県警察訓令第 24 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成 16 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 17 年 3 月 30 日警察訓令第 17 号)

1 この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行前に採用された警察官については、改正後の第 5 条、第 13 条及び第 15 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 7 月 20 日警察訓令第 19 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 1 月 17 日警察訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 29 日警察訓令第 1 号)

この訓令は、平成 25 年 1 月 30 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 11 日警察訓令第 10 号)

この訓令は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 16 日警察訓令第 13 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 4 日警察訓令第 60 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 12 条関係)

課程	対象者	修業期間			
		初任科	職場実習	初任補修科	実戦実習
短期課程	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く)の卒業生及び本部長がこれと同等以上の学力があると認める者	6 か月	4 か月	2 か月	3 か月
長期課程	上記以外の者	10 か月	4 か月	3 か月	4 か月

別表第 2(第 15 条関係)

課程	対象者	目的	修業期間			
専科教養	警部補以下の警察官又はこれに相当する警察官以外の職員	特定の分野に関する専門的な最新の知識及び技能を修得させる。	おおむね5日間以上			
部門別任用科	各部門に新たに任用される警部補以下の警察官	当該部門の係員として必要である基礎的な知識及び技能を修得させる。	1週間以上			
昇任時教養	<table border="1"> <tr> <td>巡査部長任用科</td> <td rowspan="2">警部補若しくは巡査部長に昇任が予定されている警察官又は昇任後日の浅い警察官で、管区警察学校における任用科の課程を履修しない者</td> </tr> <tr> <td>警部補任用科</td> </tr> </table>	巡査部長任用科	警部補若しくは巡査部長に昇任が予定されている警察官又は昇任後日の浅い警察官で、管区警察学校における任用科の課程を履修しない者	警部補任用科	上位階級者としての意識付けを行うとともに、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させる。	各課程ともおおむね2週間
巡査部長任用科	警部補若しくは巡査部長に昇任が予定されている警察官又は昇任後日の浅い警察官で、管区警察学校における任用科の課程を履修しない者					
警部補任用科						

別表第3(第16条関係)

課程	対象者	目的	修業期間
一般職員初任科	採用後間がない行政職員、技術職員及び少年育成官	職責を自覚させ、職務に必要な基礎的な知識及び技能を修得させる。	おおむね4週間